

奈良県立五條病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十二号

奈良県立五條病院附属看護専門学校学則の一部を改正する規則

奈良県立五條病院附属看護専門学校学則（昭和五十九年三月奈良県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の見出し中「進級及び」を削り、同条第一項中「進級又は」及び「校長が別に定める進級に必要な単位又は」を削り、同条第二項中「各学年の」及び「進級又は」を削る。

第二十四条及び別記様式中「看護専門課程」を「医療専門課程」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則中第二十四条及び別記様式の改正規定は公布の日から、第二十三条の改正規定は平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の奈良県立五條病院附属看護専門学校学則第二十四条及び別記様式の規定は、平成二十三年度以後に卒業の認定を受けた学生に対する称号の授与及び当該学生に対して交付する卒業証書について適用する。